

しもつま3高規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は「しもつま3高」という。

(活動拠点)

第2条 団体の活動拠点を、茨城県下妻市下妻乙339番地2「café&studio かふえまる」に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、下妻周辺の地域の人との繋がりを繁栄させ、地域の活性、且つ個人の表現を発展させることを目的とする。

～しもつま3高の理念～

「人とつながり、自ら楽しみ、下妻に暮らす喜びを創り出し、分かち合い、未来になぐ」

(活動)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動。
- (2) まちづくりの推進を図る活動。
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (4) 環境保全を図る活動。
- (5) 子どもの健全育成を図る活動。
- (6) 情報化社会の発展を図る活動。
- (7) 経済活動の活性化を図る活動。
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営補助又は活動に関する連絡、助言。

(事業)

第5条 この団体は、前項の活動のため、次の事業を行う。

- (1) 展覧会の企画・運営、発表会場の提供に関する事業
- (2) 市の企画・運営に関する事業
- (3) コミュニティカフェ・スペースの企画運営に関する事業
- (4) 地域ブランド開発、商品の開発、販売促進に関する事業

- (5) まちづくりに携わる啓発・啓蒙、調査、教育、出版、印刷等に関する事業
- (6) 異業種間の交流に関する事業
- (7) 前各号の事業に関する情報の発信と提供に関する事業

第3章 会員

(会員の資格)

第6条 入会については、本会の活動を理解し、前向きに参加し、楽しむ事を前提とする。

(会員の種別)

第7条 会員の種別は次の2つからなる。

- (1) 正会員 しもつま3高の目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人
- (2) 賛助会員 しもつま3高の目的に賛同して入会し、その活動を支援する個人・法人等

(年会費)

第8条 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。

(協賛及び寄付)

第9条 協賛及び寄付については、これを妨げない。協賛についての細則は別に定めるものとする。

(入会)

第10条 この団体に入会を希望するものは、別に定める入会申請書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めない場合、役員会の議決を経て速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(退会)

第11条 会員が団体を退会する場合は、その理由を明記して会長に届け出なければならない。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれか1つに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなけれ

ばならない。

- (1) 継続して1年以上の年会費を滞納したとき。
- (2) この規約に違反したとき。
- (3) この団体の名誉を傷つけるか、又はこの団体の目的に反したとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 すでに納入した年会費及びその他抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び任務

(役員)

第14条 本団体に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

(役員職務)

- 第15条 会長は、会務を総理し総会及び役員会を招集し、その議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。
 - 3 幹事は、本会の企画運営及び会員の連絡調整をつかさどる。
 - 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員選任及び任期)

- 第16条 役員は総会において正会員の中から選出する。
- 2 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

(顧問等)

- 第17条 この団体の目的を達成するために、顧問及びアドバイザー（以下「顧問等」という。）を置くことができる。
- 2 会長は、役員会の了承を得て、顧問等を委嘱することができる。
 - 3 顧問等は、運営に関する重要な事項について、会長の求めに応じ会議において、意見を述べるすることができる。
 - 4 第16条第2項の規定は、顧問等について準用する。

第5章 会議

(会議)

第18条 この団体に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

(総会)

第19条 総会は、この団体の最高の議決機関であり、会員全員をもって構成する。

2 通常総会は、年1回これを開く。

3 臨時総会は、次の場合開くものとする。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の2分の1以上のものより、附議すべき事項を示して請求があったとき。

(総会の議決事項)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 規約の改正
- (5) その他運営に関する重要事項

2 議事は、会計年度の初日において、満18歳に達した出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(役員会)

第21条 役員会は、必要に応じ随時開催し、本会の運営に関する事項を審議し執行する。

2 会長は、必要に応じて、役員会に役員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第22条 この団体の目的を達成するために、部会を設置することができる。

2 部会は、幹事及び正会員より会長が委嘱したもので組織する。

3 部会に、正副部会長を置く。

第6章 資産及び会計

(経費)

第23条 この団体の経費は、年会費、寄付金その他の事業収入をもって充てる。

(会計年度)

第24条 この団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(残余財産の帰属)

第25条 この団体が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、下妻市に譲渡するものとする。

第7章 雑則

(委任)

第26条 その他、この規約に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則

- 1 本規約は、団体成立の日より施行する。
- 2 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第20条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 3 この団体の設立当初の会計年度は、第24条の規定にかかわらず、団体成立の日から平成30年3月31日までとする。